

第6期第11回静岡市行財政改革推進審議会 会議録

- 1 日 時 平成27年8月28日（金）13：30～16：30
- 2 場 所 静岡市役所新館9階 特別会議室
- 3 出席者 **【委員】**
曾根正弘会長、足羽由美子委員、青木孝輔委員、木村幸男委員
高橋正人委員、竹内良昭委員
- 【行政】**
三宅総務局長、小沢公共資産統括監、施設所管課 ほか
- 〔検討部会員〕**
大長総務局次長（部会長）、増田行政管理課行財政改革推進担当課長 ほか
- 〔事務局〕**
窪田副主幹、兵庫主任主事
- 4 傍聴者 なし
- 5 会議内容

【会議内容】

- 1 開 会
《開会宣言》
- 2 議 事
(1) 審議の進め方について（以降会議録のとおり）
(2) 公共建築物施設群別マネジメントの方向性について
①市営住宅等
②スポーツ施設
③産業振興施設
(3) その他の施設群別（8群）マネジメントの方向性について
- 3 その他
- 4 閉 会

曾根正弘会長：それでは次第にそって進めていく。本日は、前回に引き続き、「公共建築物施設群別マネジメントの方向性について」である。事務局より審議の進め方について説明願いたい。

《事務局説明》

曾根正弘会長：それでは、審議に移る。

最初に、「公共建築物施設群別マネジメントの方向性について」と「市営住宅等」について、公共資産経営課より説明願いたい。

《公共資産経営課説明》

曾根正弘会長：ただいまの説明について何かご意見ご質問があればお願いしたい。

市営住宅の用途廃止というのは、実態としてどういうことになるのか。使わずに置いておくということか、または何かに転用するということか。

住宅政策課：用途廃止する際に、国土交通省に用途廃止の届を提出する。用途廃止が承認されると、市営住宅の数の数の中から用途廃止で減少させる。建物は、解体費用が発生するので、費用捻出後に解体することになる。

曾根正弘会長：何か例はあるのか。

住宅政策課：今までの例だと、清水に中矢部団地があり、用途廃止の届け出は出ているが、その後の解体費用が捻出できず建物はそのまま残っている状態である。

木村幸男委員：教職員住宅に峰山小学校教職員住宅とある。マネジメントの方向性に「継続」のほか「統廃合・民営化」が入っているが、峰山は他の中山間地よりも条件が非常に厳しいため「統廃合・民営化」ができるのか懸念がある。数年前行った時は、小学生も4、5人しかいなかった。マネジメントの方向性は間違っていないが、こういう施設は大事にして欲しいと思った。

公共資産経営課：教職員住宅の数については、学校の「統廃合」に大きく左右される。学校が残っている時に廃止するのは地域的に難しい。峰山の地域の「民営化」は難しいが、施設のグループとしての方向性として「継続・統廃合・民営化」としており、具体的には個別の計画の中で内容を決定していく。

木村幸男委員：公営住宅というと市営住宅と県営住宅があるが、違いは何かあるのか。

住宅政策課：県営住宅と市営住宅の違いはほとんどない。名目上は、市内の市営住宅で足りないものを県が補完するというのが昔はあったが、現在はお互いにどれくらい確保が必要かを調べながら、適切な戸数を確保している。低所得者のための住宅という設置目的に変わりはなく、入居者の収入基準も同じで違いはない。管理者が県か市かという違いがある。

曾根正弘会長：市で全部整備できないこともあると思うが、経緯について伺いたい。

建築部長：昭和40年代くらいから大規模団地を作り始めたが、当時はとても静岡市だけでは数を確保できなかった。そこで県が足りないものを補うようになり、今まで続いている。現在は、県と市で協議し、管理戸数をどうするのかを調整している。

竹内良昭委員：教職員住宅の「民営化」についてだが、民間物件に空き家があれば教職員住宅として活用していき、今までの教職員住宅にとらわれないということか。

公共資産経営課：様々な選択肢がある。民間住宅の空き家が確保できれば選択肢にはいる。また、リースということも考えられる。「民営化」の方向性について、検討・研究していくということである。

竹内良昭委員：山奥に設置されている教職員住宅の「民営化」は難しいと思ったので、どのように考えているのかが気になった。

公共資産経営課：3つの方向性について検討していくため、少しでも可能性があるものは排除しないという考え方である。

竹内良昭委員：資料の11ページ、純コストが全て赤字だがどういうことか。

公共資産経営課：9ページに純コストの説明がある。年間の支出から収入を差し引いたものである。11ページは家賃収入がある。管理経費として支出したのから家賃を差し引くと純コストが算出できる。ただし、フルコストになると減価償却相当額が相当なものになるので、フルコストとしては、表の通り毎年維持費がかかってくる。

曾根正弘会長：職員住宅に家賃はあるのか。

公共資産経営課：家賃はない。

高橋正人委員：③の寄宿舎のマーケットの状況に民間の事業者ありとあるが、大学生で言うと下宿ということでは考えればいいのか。

公共資産経営課：そういうことも想定できるだろうと民間事業者もありとしている。ただし、高校生が管理者の居ない一般のアパートに単身で生活するのは現実的にはあまりよくない。そうした意味で、民間事業者があっても通常のアパートにはいるのは難しい。

高橋正人委員：学生寮は人数が居るが、寄宿舎は今年の4月で0人である。寄宿舎の人数はここ数年同じような状況か。

公共資産経営課：ここ数年同じように0で推移している。対象の子供は要るが、自家用車の保有率が高くなっており、親御さんが送り迎えをしている。やはり、中学生で寄宿舎に入れるというのは、親御さんが心配すると推測される。

学校教育課：人数の推移だが、今年と昨年は0だが、25年は1名、24年2名。まったくゼロというわけではない。

木村幸男委員：6ページ、区別の施設分布状況が出ており、駿河区には海岸沿いに多くあるが、このあたりは高層住宅が多いのか。津波対策はどうなっているのか。

住宅政策課：海岸沿いの住宅については、3.11の地震以降、津波の検証をしている。例えば、5階建ての建物が多いが、災害の際には3階以上のところに避難するといったプレート表示をしている。

青木孝輔委員：藁科中学校寄宿舎が0人というのは残念であるが、そもそも学校の生徒はどれほどいるのか。

学校教育課：正確な人数はわからないが、藁科中学校では現在7,80人の在校生がいる。

曾根正弘会長：入寮基準を満たす人というのはあるのか。

学校教育課：対象エリアの方が26、27年は0人。28年1人、29年、2人。30年4人、31年4人と推計はしている。しかし、その中から必ずしも入所するか今の時点ではわからない。推計として将来の需要予測はあるので、現在も維持管理は継続している。

曾根正弘会長：少ない人数のために、維持していくのは大変だと思うが。それでは、「市営住宅等のマネジメントの方向性案」について意見を願いたい。

木村幸男委員：寄宿舎のマネジメントの方向性についてだが、赤字では「継続」とあるが、下の文章では「継続」に触れていないのはなぜか。

公共資産経営課：「継続」の場合、特段の理由は書いていない。寄宿舎については、「継続」以外のことについて特に注意書きをしている。

高橋正人委員：寄宿舎の「民営化」という方向性についてだが、未成年の入居との関係で、あまり民間事業者には好まれないこともあり、「民営化」がふさわしい方向なのか疑問である。

公共資産経営課：「民営化」といっても、リースなど様々な方法があり、可能性がある選択肢の一つとして残している。寄宿舎については、性質上、今のアパートをそのまま借りるという内容はふさわしくないと思うが、民間が新しいサービスを提供してくれるという事業展開となれば可能性は出てくる。今後の個別計画の中で細かく議論していくので、今は大きな方向性として提示している。

竹内良昭委員：寄宿舎の定員は40名だが、一番多い推定は4人なので、廃止して切り替えていく方がいいと思うが。現在、利用者がいない上、今後も増える見込みがないのに建物が古くなるまで維持管理するより、早く切り替えた方が合理的だと思う。

公共資産経営課：需要予測を見つつ、様々な意見を参考にしながら運営方法を考えていく。

曾根正弘会長：「民営化」としたら具体的にどうするのか。補助金を払い補助するのか、もしくは全体を丸投げするのか。

公共資産統括監：一棟で借り上げてしまう寄宿舎や、運営も含めて任せるという意味でも一般論として「民営化」の幅は広い。市営住宅以外の残りの数は少なく寄宿舎は2つしかない。一般論的な書き方はしているが、個別具体的には、教育委員会や関係部局と協議をして、できるだけコストのかからない選択をしていきたい。

曾根正弘会長：いままでに例はあるか。

公共資産経営課：ない。全国的に市営住宅を含めて借り上げているところはある。山間地だと空いている木造の住宅を利活用することは有力な選択肢の一つである。「民営化」といってもいろいろある。親御さんが安心して預けられる寄宿舎というのは、かなり高いハードルがあると思う。やはり、教育委員会と話を詰めてできるだけそういう方向へ持っていきたい。

曾根正弘会長：できるだけ中山間地も活性化させるということで、要望に対応していくのも大切だが、コストパフォーマンスの問題もおもう。

それでは「市営住宅等」については、特に修正意見もないため、原案どおりとする。

次に、「スポーツ施設」について審議する。公共資産経営課から説明を願いたい。

《公共資産経営課説明》

曾根正弘会長：ただいまの説明について何かご意見ご質問があればお願いしたい。

この分野は民間の施設が相当あるが、民間でやっている場合と比較すると、利用料についてのどのくらい差があるのか。

スポーツ振興課：スポーツ施設の体育館についてだが、市民利用の立場からすると、民間にスポーツクラブはあるがフロアを有している施設はない。例えば中央体育館を借りた場合では、午前中の一般の利用は7,380円である。午後・夜間に関しても金額も変わらない。

このほか、テニスコートについては、市営のテニスコートだと1時間510円。一面ずつの貸し出しになっており、4人でやれば1人あたりが安くなる。民間にもテニスクラブがあり運用されて

いるが、民間のクラブだと運営上もう少し料金は高く設定されており、加えて入会金というものもある。

木村幸男委員：資料4ページ、スポーツ施設の中に蒲原プールというのがある。1ページの施設一覧に含まれていないが、所在はどこか。

スポーツ振興課：施設一覧から蒲原プールは外されているが、蒲原体育館の横にあり、同じ敷地の中にある。

木村幸男委員：一覧から外れているのは、体育館の付属だからか。

スポーツ振興課：単純なプールだけで特別な上屋がないためである。アセットマネジメントは建物があるという前提の概念があるので、ほかのスポーツ広場と同じように施設一覧に入れていない。

曾根正弘会長：屋内ではないということでもいいか。

スポーツ振興課：そのとおり。屋外である。

青木孝輔委員：城北運動場に相撲場はあったと思ったが、使っているのか。

スポーツ振興課：相撲場ということで櫓があり使用している。入っていくと手前に相撲場があり、奥にテニスコートがある。

青木孝輔委員：運動公園といった広場は施設一覧に入れていないということだったが、城北運動場は含まれるのはなぜか。

公共資産経営課：パンフレットに、城北運動場の建物が載っている。会議室がある施設として建物が存在する。見開きの一番の右に相撲場がある。これには屋根があり建物として存在しているため、資産として入れている。

スポーツ施設の場合、グラウンドだけの施設は入れず、資産管理の観点から建物がある施設のみあげている。

青木孝輔委員：ゲートボール場は料金を取るのか。

スポーツ振興課：城北運動場の場合、広場については無料である。テニスコートは有料。

青木孝輔委員：ゲートボール場と記載されているが、ソフトボールなどもできるのか。

スポーツ振興課：広くないのでソフトボールまではできない。

高橋正人委員：プールについてだが、旧由比町のプールが一か所に集中している。基本的に設置目的は一緒か。

スポーツ振興課：目的は一緒で、市民の利用のため設置されている。学校にプールが設置されていない状況であり、市民利用の以外に学校教育としても使用されている。

曾根正弘会長：どちらかというと市民利用が先か。

スポーツ振興課：基本的には静岡市内の小中学校にはプールが設置されているのだが、由比地区は、由比中学校と由比北小学校にはプールがなく、隣接しているところにあるので、学校の体育の時には使ってもらっている。

木村幸男委員：蒲原や由比は合併前の状態ということか。蒲原プールは条例があるのに施設一覧にはない。由比には条例がないのに、プールは3つあり施設一覧にあるということに疑問がある。

公共資産経営課：指摘の通り、由比は条例設置ではない。

高橋正人委員：プールだと公の施設に該当するので、条例設置になると思うのだが。

木村幸男委員：資料に統一性や整合性がない。

公共資産統括監：再度確認するが、おそらく設置条例はない。

竹内良昭委員：4ページ、マネジメントの方向性に「継続・統廃合・民営化」と区分が書いてあり、

文中4行目に「更新時に近接施設との複合化を図る」とあるが、マネジメントの方向性に「複合化」はない。どう理解をすればいいのか。

公共資産経営課：区分の中から、「複合化」が抜けているので訂正する。

竹内良昭委員：「更新時期に合わせて」という文章が頻繁に出てくるが、更新時期を合わせるとは、施設群別で言っているのか。また、「複合化」となると様々な施設があり、ほかの施設も合わせて考えると膨大な数になってしまう。用途別の施設だけで「更新時期に合わせて」というと、いつやるのか。

公共資産経営課：指摘の通り更新時期というのは難しい。例えば、葵区と駿河区内で「複合化」しているスポーツ施設の事例であれば、南部体育館、東部体育館と保健福祉センターが「複合化」になっている。生涯学習交流館に「複合化」の要望があった時は、学校の建て替え時期を見ながら「複合化」していく。相手の様子を見て、お互いにタイミングがあった時に「複合化」している。更新時期となると、施設の建て替え時期を捉えてということになるが、そうしていると進まないで、個別計画の時にどう組み合わせるのが課題である。

公共資産統括監：単独では認めるわけにはいかない。同じものを同じ規模で、同じ仕様でやることはできない。少なくとも近接近傍の他施設との「複合化」は最低限守り、面積も必要最低限にする。一般論を総論として書いており、施設を個別的に記述はしていない。しかし、個別各論に進めば、地域によっては具体的な施設がないのかもしれないが、同じ改築を認めるにあたって最低限「複合化」は必須であると捉えている。

竹内良昭委員：施設の種別ごとにやっているが、他の機能を持つ施設が同じ地域のところにある。なので、施設を建設年代別にならべて、仮に建設年代を定め、その施設付近にある施設を把握しなければならぬ。一つの施設を担当課のみで対応しているため、更新時期を迎えた施設を他の施設と「複合化」させようとしてもうまくいかない。

公共資産統括監：現在、施設のデータや情報が集まっているので、これからそれを担っていくことを認識している。

木村幸男委員：3ページの区分についてだが、「統廃合」の説明として、「延べ床面積を縮減し、維持費の削減を図っていく施設群を統廃合と表す」とある。「統廃合」という言葉だけだと、「統合」か、廃止かという意味に捉えられるが、考え方には簡素化や合理化というニュアンスも含まれる。「統廃合」と書くと外部の人には誤解をされやすいかもしれない。

公共資産統括監：施設によっては廃止して、廃止するにしても近接の類似施設があったら統合していくイメージを「統廃合」と一言でまとめているので幅が広い表現ではある。廃止しないというわけではなく、是非論で不必要なものを廃止するのは大前提である。残すにしても最低限であると捉えてもらいたい。

曾根正弘会長：更新時期は厳密にやっているのか。

公共資産統括監：例えば鉄筋コンクリートの耐用年数が50年とか、施設の半分以上は築後30年以上経っている。今までは、それをスクラップアンドビルドということで同じ規模で同じ仕様で作っていたが、それでは財政負担が相当膨らんでしまう。更新時期というのは、ピークがある程度予測できるのでアセットマネジメントの基本方針を出している。

曾根正弘会長：様々な施設群があるが、全体的に見て今がピークか。

公共資産統括監：築後30年以上経過しているのが全体の建築物の51%を占めている。鉄筋コンクリートや鉄骨造や木造といった構造によって耐用年数が異なるが、あと10年待たない中で更新時期を迎

えるということなので、不必要なものは建て替えさせないようにしている。

曾根正弘会長：特になければ、「スポーツ施設のマネジメントの方向性案」について意見を伺いたい。

4ページのマネジメントの方向性に、项目的にないというわけではないので、「複合化」という区分を入れていただきたい。その他は特に修正意見もないため、原案どおりとする。

それでは、暫時休憩とする。

《休 憩》

曾根正弘会長：それでは、再開する。次に「産業振興施設」について審議する。公共資産経営課から説明いただきたい。

《公共資産経営課説明》

曾根正弘会長：ここまでの説明について何かご意見ご質問があればお願いしたい。

前回、視察で清水マリビルを見たが、ホールがあまり使われていないような様子であった。

木村幸男委員：率直にいうと、このジャンルがなくても困らないという印象がある。

曾根正弘会長：それは民間でもやれるということか。

木村幸男委員：そのとおり。駿河区に「来・て・こ」という施設がある。これは老人福祉センター、生涯福祉センター、南部勤労者福祉センターの建物の総称であるが、駿河区の方は個別の名称で認識しているのか。

公共資産統括監：全体の建物の愛称が「来・て・こ」である。昔、小鹿にあった福祉センターを廃止し、単独ではなく勤労者福祉センターと併設した。複合施設として敬老会等にも利活用されている。清水区の方や葵区の方が、複合施設になったことを知っているかどうかはわからない。

木村幸男委員：葵区にこういう形態の建物はないので、わかりにくいかもしれない。

公共資産統括監：単独ではほかにも施設はある。複合的にこのような組み合わせの施設というのは確かにない。そのような意味では「複合化」を先取りした施設の事例である。

青木孝輔委員：クリエイター支援センターについて内容を知りたい。

公共資産経営課：クリエイター支援センターは移転することが決まっている。青葉小学校の施設が全体で4,000㎡ある。今度、クリエイター支援センターは、七間町に作っている上下水道局庁舎の中に約500㎡に規模を縮小して移転することが決定している。

足羽由美子委員：クリエイター支援センターは初めて知った。時間貸しの会議室なのか。

産業政策課：クリエイターを育成して、クリエイティブ産業の振興を図るという目的がある。インキュベーションルームという部屋があり、創業しようとするクリエイターを集めている。そのほかにも、クリエイティブ関係のセミナーや講習会を開催してクリエイティブ産業の振興を図っている。2階に10室あり、現在は7部屋埋まっている。1室は有名な外国のクリエイターが来た時に使用するため空けている。

足羽由美子委員：月極めか。

産業政策課：月極めで3万円程である。

足羽由美子委員：クリエイターの基準はなにか。

産業政策課：物づくりをしている方、新しいものを作っている方が入っている。例えば、デザインやプログラム関係、染色家といった方々である。

足羽由美子委員：アート関係か。

公共資産経営課：アート関係というより、クリエイティブ産業である。

足羽由美子委員：個人が事業したいといった場合は、SOHO的な感覚で業者問わずできるということか。

産業政策課：基本的にはクリエイティブ関係の方がはいる。創業しようという人については、清水区に清水産業・情報プラザがあり、32室はほとんど埋まっている。葵区にもSOHO静岡があり13室ある。今度、クリエイター支援センターは上下水道庁舎に移るので、インキュベーションルームをなくし、補助に切り替え、できれば七間町に集積していきたい。

足羽由美子委員：現在の施設はどうなるのか。

公共資産統括監：市のものになる。今後の跡地利用について、移転後はペンディングである。建物自体も古いので、今後の検討課題の一つである。

足羽由美子委員：利用率は高いのか。

産業政策課：高い。

足羽由美子委員：何年契約か。

産業政策課：基本は最長3年である。

木村幸男委員：デザイナーの卵のための貸事務所ということか。

産業政策課：デザイナーやプログラマーといったクリエイティブな人のための施設である。

木村幸男委員：全体の管理をしているのは産業政策課か。

産業政策課：所管課は産業政策課であり、しずおかコンテンツバレー推進コンソーシアムというNPO法人が指定管理制度により管理している。

施設の設置当時はクリエイターの支援は全国的にやっていないため、最初できた時には、クリエイターを育成する目的で創業育成室を作った。7年経過し、ある程度技術が身に着けた方がいるので、育成という目的から、活躍できる場を街中に作るという違う施策を打っていこうと思っている。面積は小さくなり貸し部屋は縮めてしまったが、発表したり、作品を展示したりといった機能を強化し残していく。

木村幸男委員：金沢市にも似たようなものがあったように思うが。

産業政策課：金沢市には伝統工芸系がある。

高橋正人委員：都市山村交流センターについて、都市住民と中山間地域住民の交流促進を図るという設置目的があり、需要は見込まれると書かれているが、交流促進といっても様々あり、交流とはどういったことになるのか。何か活動をしているのか。ただの物販なのか、他に何かあるのか。

曾根正弘会長：わらびこは学習的な活動をしている。

経済局次長：物販施設ではなく交流する部屋がある。そこで地元の方を中心に教室を開催し、交流の場を設けている。道の駅とは異なる。

曾根正弘会長：「物販や温浴施設など機能的に類似している施設がある」という説明文中に、物販と書いてあるので誤解する。安倍ごころは同じような施設なのか。

公共資産経営課：わらびこには入浴施設があるが、安倍ごころに入浴施設はない。安倍ごころは生涯学習交流館と似ており、土日などには幅広い年代の多くの人たちが多く来ている。平日は講座を開催していて、山間地ならではの料理教室などをやっている。昼間は子供連れの家族が来ていて

賑わっている。

竹内良昭委員：その他産業振興施設についてだが、どの施設も「継続」は考えているという話になったが、この文言は、「施設の設置目的や利用実態を踏まえてサービス継続の必要性を検討した上」とあり、「継続」をさほど考えていないともとれる。他の施設は、サービスの「継続」を見直すこともなく統合するという解釈ができる。ニュアンス的なものはどの程度考えているのか。

公共資産統括監：文章通りの認識で間違いない。ただ、施設全てがそうではないので、全体の基本的な考え方として方向に持っていきたいという考えを持っている。中山間地の振興のために、経済的な要素だけでなく、違う要素として存続が必要な施設は例外的にあるので、書き方が微妙に異なっている。方向としては、できるだけ廃止していきたいが、全てに当てはまるわけではない。

曾根正弘会長：ビジネススペースでやれるものは民間に移行した方がいい。中山間地はなかなかビジネススペースに運営できないので支援していかなければいけない。そのあたりの方針はどのように協議しているのか。

公共資産統括監：ヒヤリングの中で、施設ごとの趣旨や設置目的が現在の時代に合っているのか、民間施設と競合していないかなどを施設管理者と話し合う。施設管理者側としてはできるだけ残したいという意向がある。我々としては、基本的には「民営化」や売却ができないかと考えている。

曾根正弘会長：既得権的に「継続」しているのは見直したいところである。

木村幸男委員：安倍ごころとは、物販が主な道の駅とは違うということだが、遊ぶ目的意外に休憩に立ち寄りの方が多いと書いてあるがどういうことか。

公共資産経営課：地域的に、梅ヶ島へ行く中間地点にあり休憩に適している場所である。山間地なので、駐車場を広く設けてある。屋外トイレを設けてあるので、休憩を取れるようにしている。

木村幸男委員：「農林業や山村への理解と地域活力が高まり」とあるが、どのように実現しているのか。交流の輪が広がるとあるが、農林業の方と施設利用者との交流なのか、山村居住者同士の交流なのか。山村への理解が高まるような展示があるのか、人との触れ合いがあるのかといった具体的なことがイメージできない。

曾根正弘会長：人が交流することがメインなのか。

公共資産統括監：都市住民と中山間地に住んでいる人との交流が設置した時の趣旨だが、実態との乖離がある。そこで、原点に戻りソフト的なものも含めて利活用できないか考えている。

設置目的と実態が違うので現在のような分析をしている。

木村幸男委員：具体的に実現するのが非常に難しいと思う。物販がないだけでもハンデになる。

公共資産統括監：中山間地振興という意味では必要な施設であるのは間違いないが、利用率や採算性は難しいと思うが、これから付加価値を付けた上で、もう少し違う趣旨を入れたような場所できないか考えている。中山間地の人口減少や高齢化率が顕著なので、中山間地でも交流人口を増やしたいという趣旨があるのだが、現在、そういう施設になっているか、利活用されているかという疑問があり、アセットの方向的にはこういう評価になる。

曾根正弘会長：施設のあり方を再検討するというのは非常に大切なことである。

公共資産統括監：思い切って違うものに変えるという最終的な選択肢は十分あるが、現在の中山間地の課題をクリアできるものに変えるという選択肢もありえると思っている。今ある施設がさほど老朽化していないので、違う目的に合ったものに改善や改修していくという選択肢もある。

曾根正弘会長：民間的な感覚で改善していかないとならない。収支を問わないという考え方だと、なかなか改善されないと思う。民間からプロデューサーを招聘するなど考える必要がある。

木村幸男委員：NPOに委託する選択肢もある。

曾根正弘会長：最初の理念とかはあると思うが、それが現実には実現していないとすると、現実にするためには、民間の考え方や経験を活かすことが大切だと思う。

足羽由美子委員：施設の認知度に差があると思う。安倍ごころやクリエイティブ支援センターなどは、この機会ですべて初めて知った。匠宿やラペックやテルサなどは馴染みがある。施設を利用する方向に持っていくために、認知度を高める手法はあると思う。例えば、子育て中の母親には、安倍ごころは面白い施設だと思う。もっと資産を活用し認知度を高めるために、民間の感覚や手法を入れるのがよいと思う。

産業政策課：クリエイティブ支援センターは場所的な欠点もあった。また、広報戦略がなかったと思う。放送局の編成局長が会員として入っており、最近では「いまがわさん」というゆるキャラがメディアに載っている。学校なので外から見えないように人を排除する造りになっている。しかし、当初の来客数は9,000人だったが、現在は25,000人になって、少しずつ浸透はしている。

公共資産経営課：安倍ごころは週末になると子育て中の親子の利用が多く、広い集会室や様々な遊具があり、活用はされている。認知度の問題もあるが、多くの人の利用はあるため閑散としている施設ではない。

木村幸男委員：子連れで来る方がお金を落とすチャンスはあるか。

公共資産経営課：週末は地域の方が物販をしている。この施設を使っているかはわからないが、別の効果はある。

公共資産統括監：おそらく、本来最初に設置した目的と現在の使われ方が明らかに異なる施設はある。今のニーズに合ったもので利活用をしていく。行政というのはアピールが下手なので、マスコミを使って積極的に周知していかなければならないと思っている。

アセットマネジメントを実施するとなると適正な面積までの縮減という考えにいきがちだが、もともとアセットマネジメントというのは民間の感覚で、資産をいかに活用するかということなので、残すなら今のニーズにあったものに変える、そしてPRを積極的にすることが大事である。

曾根正弘会長：施設を有効に活用しなければならないという考え方と、そもそも施設が必要なのかという両方の考えが必要である。実態を把握しながら方向性を検討し、また、改善するとしたら民間の手法を取り入れるといった様々な考え方をあわせた上で有効活用を考えるべき。

特に修正意見もないため、「産業振興施設のマネジメントの方向性案」については原案どおりとする。

それでは、次に「その他の施設群（8群のうち3群）」の「障害者福祉施設」について公共資産経営課から説明を願いたい。

《公共資産経営課説明》

曾根正弘会長：ただいまの説明について何かご意見ご質問があればお願いしたい。

木村幸男委員：配置状況についてだが、葵区と清水区にはあるが、駿河区にないのは歴史的に何か理由があるのか。

障害者福祉課：経緯はわからないが、全体的に葵区が多い。旧静岡の中で葵区と駿河区が一体だったため、その中で公設施設が葵区に多くなっている状況であるが、付属として駿河区で民間事業者

がやっている。清水区は公設と民間を合わせても総体的には少ない状況である。

木村幸男委員：通所の場合、送迎バスはどうなっているのか。利用者にとって不便がなければ施設がどこにあってもいいと思うが。

障害者福祉課：送迎はほとんどのところでやっている。

足羽由美子委員：①から⑬まで施設が明記されているが、⑦から⑬は一緒のところか。

公共資産経営課：⑪憩の家だけは城東保健福祉エリアにある。⑦、⑧、⑨、⑩、⑫、⑬は同じ場所である。

足羽由美子委員：訪問した時に、職員の人たちがもっと来てほしい人達は、家庭の中に居て浮かび上がってこないため、その方たちがこちらに来られるようにしたいというコメントが印象的だった。また、お風呂がしっかりしたものが欲しいがお金をかけてもらえないと言っていた。

これまで経費が掛かっていた、様々な施設を統廃合するのであれば、それによる余剰の経費をこちらに投与してもらいたい。

木村幸男委員：同じ意見で印象に残っている。

障害者福祉課：設備が整っているところは人気が高く利用が増える。市全体のことになり、所管課だけのことではないが、利用者の拡大は経営に跳ね返るものであるから、施設管理者と協議しながら設備やほかの面でも拡大について検討していきたい。

曾根正弘会長：現状ではどうか。キャパ的にぎりぎりが増やせないのか、増やす余地はあるのか。

障害者福祉課：サービスによる。入所の施設はほぼ満員だが、重度心身障がいの方の施設だと手がかかること、また、登録はしていても欠席が多いということがあり、利用率に跳ね返らない。

足羽由美子委員：利用率に跳ね返らないとはどういう意味か。

障害者福祉課：安定して来てもらえると利用率が高くなるのだが、重度心身障がいの方だと、体調が悪い時があり出席率が低くなる。

足羽由美子委員：具体的な施策はあるのか。

公共資産統括監：一般論として、セーフティーネットや福祉的な部分を本来は行政が担うものである。必要性を否定しているのではなく、不必要なものは廃止し、必要なものは作っていくというスタンスを持っている。「民営化」という切り口もあるが、実際は公設で作らなければならない分野でありニーズに合わせて設置していく認識はある。

足羽由美子委員：むしろこの分野は「民営化」というよりも、公的なものでインフラを整えるべきだと思っている。「民営化」を進める他の施設とは逆で、民営の力が入りにくい分野である。

公共資産経営課：民営化の具体的な例とすると、静岡市に足久保学園というものがあつたが「民営化」された。もともと市で作った施設を増改築や耐震補強工事を行った後、民間に払い下げ、生活介護事業、就労継続支援事業をやっている。民間の事例がないということではなく踏み込んではいる。今日、紹介した施設は指定管理者制度で運営している。今後の方向性を考えると、公的な資金を入れて改修をして「民営化」という手法も考えていく。サービスの拡大については、また改めて所管課の方で回答する。

高橋正人委員：8ページ、図表の2-2-3、一部の施設の定員充足率が50%程度なのは、産業の施設のように広報が行き届いていないのではなく、障害の程度によりなかなか利用できないということか。心身障害者ケアセンターと清水なぎさホームは、50%代の定員充足率で、生活訓練ホーム・桜の園城北館60%程度である。

曾根正弘会長：即答しかねるのなら、資料を用意して、次回に回答を願いたい。

次に「保健医療施設」の説明を願いたい。

《公共資産経営課説明》

曾根正弘会長：ここまでの説明について何かご意見ご質問があればお願いしたい。

木村幸男委員：中央福祉センターは市の建物か。入っているのは社会福祉協議会か。

障害者福祉課：社会福祉協議会、関係団体、子供会やボランティア団体が入っている。

木村幸男委員：地域福祉交流プラザというのは最近できたのか。

公共資産経営課：平成17年に設立した。城東保健福祉エリアができた時に交流施設としてできた。

曾根正弘会長：特になければ、次に「児童施設」の説明を願いたい。

《公共資産経営課説明》

曾根正弘会長：ただいまの説明について何かご意見ご質問があればお願いしたい。

利用実態の数字はあるのか。どれくらいの子供が年間で利用しているのか。

公共資産経営課：例えば、旧保育所のこども園は10ページに定員の充足率がある。旧の幼稚園のこども園については、11ページに記載している。山間地は子供が少なく、今年の井川の幼稚園に子供がいないという状況が発生している。

曾根正弘会長：清沢や井川は定員数に対して非常に少ない。これから子供を増やしていかなければならない考え方もあるが、現実的に減っていく方向にある。統合に関しても地理的な問題があり、現実的に様々な問題があると思うが。

木村幸男委員：1、2ページに児童施設一覧があり、追加資料2の一覧表を見ると、放課後児童クラブの一覧を見ると簡易児童館というのが3つある。児童館と簡易児童館はどう違うのか。また施設一覧に入っていないのはなぜか。

6ページのマネジメントの方向性についてだが、児童クラブ、子育て支援センターと児童館には「民営化」が含まれていないのはなぜか。

子ども未来課：児童館と簡易児童館の違いは、児童館は規模が大きく公の施設になり、指定管理の基で管理をしている。簡易児童館は規模が小さいもので、地域住民のお子さんを中心に利用してもらう公民館のようなもので公の施設ではない。まったく別のものとして考えてもらえればいい。

木村幸男委員：市のアセットマネジメントの対象ではないということか。

子ども未来課：市の施設ではあるのだが、管理対象にはなっていない。

児童クラブや子育て支援センターの「民営化」についてだが、児童クラブは本年度から法的な位置づけが変わり、民間で運営する場合には届け出が必要になる。届け出をした中で一定の条件を満たした事業所については補助ということになり民営という解釈になる。

今後、民営という可能性はあるが、今の段階である児童クラブは公設民営になっており、すべて委託でやっている。現在は存続で考えている。

支援センターについては民営的なものは考えておらず、公の責任においてやる。こちらも種別が直営と指定管理と委託と3種類ある。直営と指定管理は市の施設になる。委託については民間の保育園やこども園をやってもらっていて、広い意味だと民営ということになる。

木村幸男委員：委託と「民営化」は別という解釈か。

公共資産統括監：直営でやるかアウトソーシングでやるかという違いである。「民営化」というのは、すべての譲渡を含めて民間にお願いすることである。アウトソーシングをして指定管理で管理したとしても、ハコモノとして市が保有しているということになる。

曾根正弘会長：グループ別に傾向を把握していくということになる。もう一度見直しながら意見や質問をまとめて次回に反映したいと思う。

そのほか特になければ、本日の議事はこれで終了する。

署名 静岡市行財政改革推進審議会

会長 曾根正弘